

政策効果の把握・分析に関するワーキング・グループの設置について（案）

令和 5 年●月●日
政策評価審議会政策評価制度部会決定

政策評価審議会議事運営規則（政策評価審議会規則第 1 号）第 9 条第 1 項において準用する第 8 条の規定に基づき、政策評価審議会政策評価制度部会に、政策効果の把握・分析に関するワーキング・グループ（以下「ワーキング・グループ」という。）を置く。

1. 審議事項

「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定。令和 5 年 3 月 28 日一部変更）を踏まえた政策効果の把握・分析に関する事項

2. 構成員等

- (1) 構成員は、部会長が指名する委員、臨時委員及び専門委員とする。
- (2) ワーキング・グループは、構成員以外の者に対し、会議に出席して意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

3. 設置期日

令和 5 年●月●日

4. その他

「政策評価の改善に関するワーキング・グループの設置について」（令和 3 年 5 月 26 日政策評価審議会政策評価制度部会決定）は、廃止する。